

大山町公共施設等  
ユニバーサルデザイン化推進計画

令和元（2019）年9月

大 山 町

# 目次

大山町公共施設等ユニバーサルデザイン化推進計画	1
第1 計画の位置付け	1
1 目的	1
2 位置付け	1
第2 計画による実施事業	2
1 対象施設	2
2 実施時期	2
3 実施内容	2
4 個別施設での実施	2
第3 計画の推進	3
1 所管等	3
2 見直し	3
第4 個別施設計画	4
別表 個別施設計画	
公共施設	

# 大山町公共施設等ユニバーサルデザイン化推進計画

## 第1 計画の位置付け

### 1 目的

大山町公共施設等ユニバーサルデザイン化推進計画（以下「この計画」という。）は、大山町が所有し、又は管理する公共施設（庁舎その他の公用施設を含む。）及び町道その他のインフラについて、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第25条に規定する移動等円滑化基本構想に基づく事業のほか、バリアフリー法第10条に規定する道路移動等円滑化基準、第13条に規定する都市公園移動等円滑化基準及び第14条に規定する建築物移動等円滑化基準等（以下「バリアフリー基準」という。）に適合させるための公共施設等の改修事業（以下「バリアフリー基準適合化事業」という。）並びにユニバーサルデザイン化事業（「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月ユニバーサルデザイン関係閣僚会議）において、「障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方」とされていることを踏まえた、必ずしもバリアフリー基準に適合せず、又は定められてはいないが、この行動計画の考え方（以下「ユニバーサルデザイン志向」という。）に沿って実施される公共施設等の改修事業をいう。）を推進するため、ここに策定するものとする。

### 2 位置付け

1の目的のほか、この計画は、大山町公共施設等総合管理計画（平成29年3月大山町。以下「総合管理計画」という。）第5章公共施設マネジメントに関する基本的な方針の2.公共施設マネジメントの実施方針の（2）長寿命化の推進の公共建築物のうち「修繕・更新にあたっては、ユニバーサルデザイン化を推進するなど、利用者の快適性や利便性の向上を図ります。」とする規定に基づいて、大山町の公共施設等のバリアフリー基準適合化事業及びユニバーサルデザイン化事業（以下「ユニバーサルデザイン化事業等」という。）の計画を定めるものである。

## 第2 計画による実施事業

この計画によるユニバーサルデザイン化事業等の対象施設、実施時期、実施内容等は、次に掲げるとおりとする。

### 1 対象施設

この計画によるユニバーサルデザイン化事業等の対象施設は、総合管理計画第1章公共施設等総合管理計画策定の背景と目的の2.対象資産の範囲と同一とする。

### 2 実施時期

この計画によるユニバーサルデザイン化事業等の実施時期は、令和元年度から令和10年度までの10年間とする。ただし、必要に応じ、この計画の策定前に実施されたユニバーサルデザイン化事業等に類する町の公共施設等の改修事業もこの計画のうちに位置付けることができる。

### 3 実施内容

この計画によるユニバーサルデザイン化事業等による実施内容は、バリアフリー基準適合化事業、ユニバーサルデザイン化事業又はこれらに類する事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 公共施設等の一部又は全部をバリアフリー基準に適合させるための改修事業。
- (2) 公共施設等をよりバリアフリー基準に適合する状態に近づけるように行う改修事業で、技術的又は物理的にバリアフリー基準に適合させることが著しく困難なために、必ずしもバリアフリー基準に適合しないまでも可能な範囲でこれを行うもの。
- (3) 車いす使用者用観覧席、段違いカウンター、授乳室や託児室、多言語による案内板、洋式トイレ、車いす使用者用トイレや多目的トイレ等の整備その他のユニバーサルデザイン志向に基づく公共施設等の改修事業。

なお、必要に応じ、公共施設等の集約化・複合化、転用若しくは長寿命化又は新設・建替え等の事業とあわせて、当該公共施設等に関し、これらの改修事業も行うものとする。

### 4 個別施設での実施

個別の公共施設等ごとのユニバーサルデザイン化事業等の実施の内容等は、第4個別施設計画のとおりとする。

### **第3 計画の推進**

この計画の推進は、次の方法により行う。

#### **1 所管等**

この計画の所管は、総合管理計画の所管課とする。ただし、進ちよくの管理は、財政所管課、公有財産所管課、公共施設等の整備又は営繕を所管する課及び個別施設の所管課との連携に基づいて、これを行うものとする。

#### **2 見直し**

この計画の実施事業、推進方法、個別施設計画等は、適宜に見直しを行うものとする。

#### **第4 個別施設計画**

個別の公共施設等ごとのユニバーサルデザイン化事業等の実施内容、実施時期（以下「個別施設計画」という。）は、別表のとおりとする。

別表 個別施設計画

公共施設

施設名	ユニバーサルデザイン化事業等の実施	
	内容	時期
中山公民館	多目的トイレ設置	R1
JR 大山口駅駅舎	多目的トイレ設置	R1～R2
こうれい上屋付多目的広場	多目的トイレ設置	R1～R2
名和公園	トイレ洋式化等	R1
仁王堂公園	トイレ洋式化等	R1
大山農業者トレーニングセンター	トイレ洋式化等	R1
こうれいコミュニティーセンター	多目的トイレ設置 玄関スロープ設置	R3～R4